

## 今年は役員改選の年です！

### 「農業と農協の発展のために」立派な役員を選出しましょう

役員は、法的に組合員から組合の運営について、あるいは監査機関として委任を受けた人であり、委任の本旨に従って、善良なる管理を行う義務を負うものですが、その職責の重大性に鑑み、役割を十分に果たしていくためには、何よりも農協の在り方について深い理解を持つとともに、人格を備えた人が選ばれることが大切です。

役員選出にあたっては、下記のとおりモラル基準を設けています。

- 一、JA種子屋久の役員の選出にあたっては、農協法、定款、規約の規定を遵守する。
- 一、すべての組合員と一緒に協同活動に積極的に努力する人を選出する。
- 一、自らJAの事業を利用し、率先実行する行動力のある人を選出する。
- 一、組合員の財産を安心して任せられる私利私欲のない道義心の高い人を選出する。
- 一、組合員を差別しない公正な人を選出する。
- 一、選出にあたり、金銭・物品等の供与や供應接待等JAの体面を汚すような行為をした候補者は選出しない。
- 一、選出にあたり、反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有している候補者を選出する。
- 一、利害関係を利用して選出を誘導するような行為をした候補者は選出しない。

### 推薦願いの申出について

#### ○届出期間

令和4年4月4日（月）から4月8日（金）  
(受付終了時刻 午後5時)

#### ○届出場所

中種子地区	企画管理部	経営企画課	TEL 2 7-12111
西之表地区	西之表支所	組合員課	TEL 2 2-12111
南種子地区	南種子支所	組合員課	TEL 2 6-12111
屋久島地区	屋久島支所	組合員課	TEL 4 7-22111

※必要書類については、各支所の上記担当課に備え付けておりますので、  
お問い合わせください。

